

2027年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則

※下線部：変更箇所

2027年規定	2026年規定
<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2027年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに F I A の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則とその細則、<u>2027年</u>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、<u>2027年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2027年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2027年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2027年</u> 月 日 締切日 <u>2027年</u> 月 日必着 3) ～6) (略)</p> <p>○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技参加に関する基準規則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 大会告知</p> <p>第1条 競技会特別事項 (略)</p> <p>○競技会の定義および組織 <u>2026年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに F I A の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則とその細則、<u>2026年</u>日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、<u>2026年</u>全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。</p> <p>○競技会の名称 <u>2026年</u> J A F 全日本[ジムカーナ／ダートトライアル]選手権第 戦 「 [競技会の名称] 」</p> <p>○競技種目～○競技の格式 (略)</p> <p>○開催日程 <u>2026年</u> 月 日 () ～ 月 日 () 日間</p> <p>○競技会開催場所～競技会主要役員 (略)</p> <p>○参加申込および参加費用 1) (略) 2) 参加受付期間：受付開始 <u>2026年</u> 月 日 締切日 <u>2026年</u> 月 日必着 3) ～6) (略)</p> <p>○サービス員、サービスカー～○諸施設の見取り図 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技参加に関する基準規則</p>

第2条 参加車両

1) 当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に従う。ただし、全日本ジムカーナ選手権に参加するPN車両において、JAF登録車両規定第2条2.に該当する車両の参加は認められない。

JAF登録車両規定第2条 (抜粋)

以下のいずれかの条件を満たしていること。

1. 国土交通省型式認証車両 (型式指定自動車または新型自動車)

2. 上記1.の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただし、JAFが不適当と認めた場合はこの限りではない。

1) 連続する12ヵ月間に100台以上製作されていること

2) 通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること

2) 全日本ジムカーナ選手権に参加する車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、当該銘柄には、JAFが下記基準と同等の性能を有すると認め、かつ公示されたものを含む。下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、純正装着タイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。

(1)～(6) (略)

3) (略)

4) P車両については、2026年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)～(5)に規定される。

(1)～(5) (略)

5)～6) (略)

第3条～第4条 (略)

第5条 参加受理優先基準

1) シードドライバー。

第2条 参加車両

1) 当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に従う。なお、本項はジムカーナ競技において2027年以降変更を行う場合がある。

2) 全日本ジムカーナ選手権に参加するP車両、PN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、純正装着タイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。使用が認められるタイヤ銘柄は別途公示する。

(1)～(6) (略)

3) (略)

4) P車両については、2026年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定 第2章スピードP車両規定にて課せられている以外に、許される改造の範囲や取付けは以下の(1)～(6)に規定される。

(1)～(5) (略)

5)～6) (略)

第3条～第4条 (略)

第5条 参加受理優先基準

1) シードドライバー。

- 2) 前年および当該年度の全日本および地方選手権の上位入賞者。
3) 前年のJAFカップの上位入賞者。

第6条～第9条 (略)

第10条 車両検査

- 1) ～ 7) (略)
- 8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、B車両、N車両、SA・SAX車両、SC車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本、最大2台まで(ホイールは含まない)の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

本項は2028年より下記の通り変更を行う。

- 8) ダートトライアル競技において、競技会技術委員長は、下記車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本、最大2台まで(ホイールは含まない)の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。
- ・ P車両、PN車両、N車両、SA・SAX車両、SC車両、AE車両

- 9) ～ 13) (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条 (略)

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図

- 2) 前年および当該年度の全日本および地方選手権の上位入賞者。

第6条～第9条 (略)

第10条 車両検査

- 1) ～ 7) (略)
- 8) 競技会技術委員長は、P車両、PN車両、B車両、N車両、SA・SAX車両、SC車両、AE車両の各クラス上位入賞車両に対する最終車両検査として、当該車両が装着したタイヤ2本、最大2台まで(ホイールは含まない)の提出を求めることがある。当該検査の対象となった参加者はその指示に従ってタイヤを提出しなければならず、これに対する抗議は認められない。なお、提出したタイヤは返還されないものとし、オーガナイザー発行の受領証と引き換えに同一モデル・サイズの未使用新品タイヤが提供される。

- 9) ～ 13) (略)

第3章 競技に関する基準規則

第11条～第16条 (略)

第17条 タイヤ

タイヤについては、ジムカーナ/ダートトライアル競技別に下記事項が適用される。また、競技期間中、機材および道具等を用いてタイヤを意図

的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技 (P、PN、B、SC、AE) :

(1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット (4本) のみとする。

本項は2028年より下記の通り変更を行う。

(1) 使用できるタイヤの本数および登録申請は下記の通りとする。

本数 :

本選手権における同一のシーズンに使用可能なタイヤの本数制限を行う。使用可能な本数は別途公示する。

登録申請 :

参加者は所定申請書に必要事項を記入のうえ、競技会公式車両検査時にオーガナイザーへ申請を行う。

(2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット (4本) がマーキングされる。

本項は2028年より下記の通り変更を行う。

(2) 使用するタイヤのマーキングは下記の通り実施する。

①競技会技術委員長は上記 (1) 登録申請に基づき提出された申請内容を確認のうえ、マーキングを許可する。

②参加者は競技会技術委員長より指定された方法に基づき、タイヤへマーキングを実施する。

③競技会技術委員長はマーキングを確認し、所定の管理表に必要事項を記入のうえ、競技会終了後にJAFへ提出する。

(3) ~ (4) (略)

(5) 電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ層の除去は認められる。

ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。

2) (略)

的に加熱、保温、冷却することは禁止される。

1) ジムカーナ競技 (P、PN、B、SC、AE) :

(1) 1つの競技会で使用できるタイヤの本数は1セット (4本) のみとする。

(2) 第1ヒートのスタート前に競技会技術委員長により、装着しているタイヤ1セット (4本) がマーキングされる。

(3) ~ (4) (略)

(5) B車両・SC車両のタイヤは、公道走行の許されている一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

(6) 電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ層の除去は認められる。

ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。

2) (略)

第18条～第25条（略）

第4章～第8章（略）

以上

第18条～第25条（略）

第4章～第8章（略）

以上